

各 学 校 法 人 理 事 長 様
各 私 立 高 ・ 中 等 教 育 学 校 長 様
(全 日 制 の 課 程)

大阪府府民文化部私学・大学課長

高等学校等就学支援金の交付に係る事務処理日程等について(通知)

標記支援金の当面の事務処理について、下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

記

1 変更交付決定(予定: 11月21日)までの事務の流れについて

■ 11月14日(金)までに府への提出が必要な書類

- ・操作マニュアル P59～P62 の手続きにより変更交付申請を行ってください。
- ・システム処理が終了したときは、システム担当(匠原、加藤、菅沼)あて電子メールでその旨を連絡してください。
- ・申請後、システムから出力した帳票は、紙媒体で府に提出してください。

【提出書類】

- ・変更交付申請書(要綱様式2、様式2(別添)(新制度用・旧制度用各1枚))
 - ※様式2について、複数校を設置する学校法人においては、各学校分を合算してください。
 - ※様式2(別添)について、途中月でのランク変更を行った場合等は、変更交付申請額内訳が正しく計算されないことがあります。
 - この場合は、別紙「授業料支援システム就学支援金(変更交付申請)対応について」に記載しているとおり、手入力で修正してください。
- ・変更交付申請書月別内訳
 - ※内訳について変更交付申請額と合致していることを確認してください。
 - 支給停止者がいる場合の認定者数については必ず修正(手積み増)が必要となります。
 - 0円支給者(特待生など)についても修正(手積み増)をお願いします。
 - ※紙媒体は不要です。電子データを次のとおり電子メールにて送信してください。
 - メールのあて先: shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp
 - メールの件名:【〇〇高等学校 就学支援金変更交付申請書月別内訳】
- ・期限は次のとおりとします。
 - システム(メールによる処理終了連絡を含む) 11月14日(金) 17時
 - 紙媒体到達 11月17日(月) 必着【厳守】

■ 11月21日(金)に学校へ変更交付決定通知予定

- ・変更交付申請書の審査後、変更交付決定の通知

変更交付決定の通知を受領後、各学校においてシステムで「変更交付決定通知確認」を実行し(操作マニュアル P63～P65 参照)「変更受給額決定通知書(旧様式38)(様式54)」を当該生徒に交付してください。

2 変更交付決定後の事務の流れについて

■以降の変更交付申請は、平成27年3月上旬を予定しています。算定することができなかったものについては、次回の変更交付に含めて申請してください。

3 受給資格認定等にかかる随時処理について

■申請・消滅・停止等の案件が生じる都度、府への提出が必要な書類

〔提出期限〕 11月は25日（火）

12月は5日（金）、15日（月）

以降は毎月5日、15日、25日の18時（※）までにシステム入力を済ませてください。

（消滅・認定の帳票の送信は不要）

（支給停止申出書及び支給再開申出書は、①②により原本を府に提出してください。）

⇒翌日の午前中に、府においてシステムのバッチ処理を行いますので、システム入力後は、速やかに帳票を出力するとともに、システムの承認処理が終了するまでは、申請取り消しを行わないでください。やむを得ず申請取り消しが必要となった場合は、システム担当者あて連絡してください。帳票出力のあった学校から、決裁後、システムによる承認処理を行います。

① 支給停止申出書(国様式第2号)(旧国様式第3号)

※ 生徒が休学し支給停止の申出があった場合に、申出書原本を府へ提出してください。

※ 申出書の余白(氏名欄の上段右端)には、当該生徒の認定番号を記入してください。(例:13-027-0096-1244)

※ 支給停止は、休学期間に限り申し出することができます。また、支給停止しないこともできます。支給停止は、学校が申出書を受理した月の翌月から行うこととなりますので注意してください。但し、月の初日に支給停止申出書を受理した場合は、当該月分から停止となります。(例:H26. 9. 1から休学し、H26年9月から支給停止をしようとする場合は、H26. 9. 1までに申出書を提出)

② 支給再開申出書(国様式第3号)(旧国様式第4号)

※ 生徒が復学した場合には、必ず、支給再開申出書を学校へ提出させ、原本を府へ提出してください。支給再開は、学校が申出書を受理した月の翌月から行うこととなります。なお、月の初日に支給再開申出書を受理した場合は、当該月分から再開となります。(例:H26. 9. 10から復学(H26. 9. 9まで休学)し、H26年10月から支給再開をしようとする場合は、H26. 10. 1までに申出書を提出)

※ 申出書の余白(氏名欄の上段右端)には、当該生徒の認定番号と支給停止期間を記入してください。(例:認定番号:13-027-0096-1234、支給停止期間例:H26年1月～H26年9月)

大阪府府民文化部私学・大学課
小中高振興グループ 牧・岡本
電話 06-6210-9274 内線 4856